

森壮也編 『途上国障害者の貧困削減—かれらはどう生計を営んでいるのか』

(岩波書店、2010年)

鈴木 勉

1 「障害児者・家族の貧困」

(1) 貧困把握の意義と「障害児者・家族の貧困」

貧困の大量発生とは、その社会の経済メカニズムとその上に立つ統治機構の正当性が、根底から問われる事態にほかならない。

ところで、そもそも貧困とは、人々のある生活状態を「容認できない (unacceptable) 状態」と社会が判断することによって「発見」されるものであり、その社会的な解決を迫る実践的な概念といえる。イギリスにおいては、19世紀末から20世紀初頭にかけて、チャールズ・ブースやシーボム・ラウンリーらの調査によって、貧困が不安定雇用層や職場を引退させられた高齢者の絶対的貧困 (飢餓的状态) として「発見」され、1960年代後半には、ピーター・タウンゼントによって「人並みの生活水準が剥奪されている状態」(deprivation) として「再発見」された。また、「福祉」(well-being) を「伸びる素質 (capability) の全面発達」¹⁾ と把握するアマルティア・センは、福祉の実現が妨げられる状態を貧困ととらえている。さらに、EUなどでは、貧困と社会的排除 (social exclusion) をワンセットで把握することで、貧困の克服と社会的な包摂 (social inclusion) へ向けて、社会のあり方を問う視角も提示している。

このような貧困規定の変遷をふまえて、わが国

における「障害児者・家族の貧困」の特徴 (固有性) はどのようにとらえられるであろうか、以下の3点に要約できると思う。

第1は、貧困と社会的孤立の同時進行である。先天性の障害ないし乳幼児期に受障した場合、母親が障害児の専属介護者になることにより、父親のみのシングル・インカムに陥ることで世帯収入が減少するとともに、家族役割の固定化が生じる一方、子どもの障害に伴う出費増によって「暮らしの構造的危機」が常態化する。そしてまた、それらを原因として、多様な人間関係・社会関係が結ばれている場である地域への参加が制約されることで、家族ごと「孤立」に陥りやすい点である²⁾。

第2は、発見されにくい障害児者・家族の貧困についてである。第1で見たように「家族による抱え込み」もあってその生活実態は可視化されず、また、多くの障害児者は社会的障壁のためにメインストリームから排除されていることから、低位な生活状態と活動・参加の制約が社会的に見過ごされやすい点である。

第3は、所得保障・就労保障制度の低水準に加えて、近年の新自由主義的福祉改革によって「福祉の商品化・市場化」が導入されることで、保健福祉サービスの利用時に応益負担金や食費負担などが課せられ、家族を含めて生活破綻が起きていく点である³⁾。つまり、障害児者政策の貧困が、

障害児者・家族にっその貧困を強いるようになった点は、介護保険制度・障害者自立支援法の実施以降、留意すべき論点のひとつである。

(2) 貧困に隣接する死

上記諸点の結果というべきであろうか、昨年暮れ頃から、障害児者がからむ悲劇的事件が相次いで発生している。同居の親・きょうだい急死し、残された障害児者は外へ援助の手を求める術もなく、混乱と絶望の中で餓死・凍死に至っているのである。いずれも死後何日か経って見つけ出されており、生存中は文字通り「発見されにくい」貧困であり、マスメディアは「餓死・孤立死」などと表現しているが、「貧窮死」という言葉も浮かぶ。

こうした報道を見聞きしながら、朝日訴訟の原告だった朝日茂が書いた手記⁹⁾に、「貧困の底にあるものは死である」という旨の記述があったことを思い出した。戦時中に結核を発病した朝日茂は、健康保険の傷病手当の給付が切れた後は、生活保護を受給して命をつないでいた。長期入院患者の生活扶助である日用品費は月額600円（1956年当時）、この額は憲法第25条の生存権規定に違反すると争った。この手記には、療養所の保護受給患者にとって死は身近にあったことが、いくつかの例を引いて示されている。朝日にとって裁判は、結核療養所に充満する死に抵抗する手立てだったのであろう。

朝日茂の提訴から半世紀余。現下の障害児者・家族のかかる無残な死を、社会が「容認できない状態」とみなすのか否か、わが国の民主主義の成熟度が問われている。また、障害福祉領域の研究上の課題としては、障害がある人々の貧困からの解放の主体的・客体的条件を、障害児者・家族の「よき在りよう」(well-being)と社会のそれと重ねて把握する理論的探求が求められていると感じている。また、この領域の研究は、抽象レベルに

とどまることは許されず、政策課題や実践課題の提案が要求されるが、前提となる諸施策の対象となる障害児者の法的定義は限定的である上、障害児者・家族の状態は、詳らかにされているとはいえない。

2 本書との出会い

こうした課題意識はあったが、アジア諸国にまで問題関心は及んでいなかった。背表紙のタイトルを目にした時には一瞬、自分の関心範囲の狭さを衝かれたような思いがした。開発途上国のこの分野の基礎データが限られている点、また、データがあったとしても、各国の障害者の法的定義の違いなどあって、そのままでは比較はできないこと、さらには、途上国に一般的にみられる多言語・多文化状況をどこまで把握できるのかなど、研究に取り組むのに、たじろぐ理由はいくらでもあげられる。

本書の「序論」(森壮也)を読んで感銘を受けたのは、「このように多くの問題はあるが、ここで悲観論を展開しても前進はない」(p.22)と、果敢に研究に着手することを宣言している点である。編者をはじめ執筆者の多数がアジア経済研究所に所属しており、同研究所の研究蓄積の上に、平成18年から2年間の共同研究(「障害者の貧困削減—開発途上国の障害者の生計」研究会)の成果として本書が刊行されたと「あとがき」にあるが、研究に踏み出した勇気と払った努力に敬意を表したい。

ところで、編者らの名前は存じ上げなかったものの、まずは書名に惹かれ、次いで個人的に関心があるベトナム、韓国も対象になっているのではないかと購入した。韓国は対象外だったが、第4章でベトナムが取り上げられていた。ベトナムの最新の政府の障害統計を概観し、①人口・地域分布・年齢、②障害の種類・原因、③教育・仕

事・生活について紹介した上で、この統計では見えてこない障害者の「生計」実態に迫るべく、独自のフィールド調査を試み、その結果が示されている。さらに、上記のサーヴェイで得られた諸結果を、本書の目的である障害者の「生計」と「貧困削減」を考察するために、「社会政策・社会行政論」における「必要」「資源」「資源の供給主体」の3つの概念を用いて図式し、コメントしている。

同章を読み、次に序論にも目を通してもらった印象は、開発経済学者たちが途上国の障害者の貧困問題とその解決をも視野に収めて調査研究に取り組んでいる、というものであった。筆者は福祉政策、特にわが国の障害者福祉政策と非営利福祉組織を対象に研究をしてきた者であるが、研究対象にクロスオーバーする学問分野に、開発経済論も本格的にかかわってきたという感想をもった。

3 本書の構成

さて、本書の紹介である。「序章」では冒頭に、本書の課題は「障害者がどのように貧困なのか、またどのように生計を営んでいるのかを把握すること」にあると述べている。それを果たすために、第1に、「開発途上国政府はどのように、またどこまで障害者の生活実態を把握しているのか」、第2に、「そこから得られた障害者の生計の実態を考察すること」に置いている。

まずは、何をもちて障害とするか（誰が障害者か）という問いが発せられる。この点は、性別や年齢区分で直ちに対象が確定する女性・高齢者・子どもとは異なって、誰を障害者と規定するかをめぐって、固有の課題（困難）があるからである。障害のとらえ方と定義をめぐって、英米の障害学の主張と、WHOが2001年に採択したICF（国際生活機能分類）に一定の記述がなされているのは、そのためである。また、米国の障害統計調査から得られた知見をベースに、途上国においては、障

害に関する共通したコンセンサスを形成することや、それを政府統計に反映させることの困難を示している。次に、先進国と途上国の実際について、先行調査研究をレビューし、自分たちが実施する調査への示唆を導き出している。最後に、障害データの国際比較の取り組みに関しても論及している。世界銀行の調査、国連（ワシントン・シティ・グループ）で検討している障害確認の設問群がそれである。個々の国での障害者の生計に関するデータが得られても、それをどのように比較するのか、「共通言語」がなければそれは果たされない。また、この課題は「障害者の貧困削減」へ向けて、国際的に共通する処方箋づくりにも直結しているからである。

総論ともいえるべき「序章」に続いて、第1章以下では途上国の障害者の生計実態が述べられている。第1章「中国」（小林昌之）、第2章「フィリピン」（森壮也・山形辰史）、第3章「インドネシア」（東方孝之）、第4章「ベトナム」（寺本実）、第5章「マレーシア」（久野研二）、第6章「タイ」（福田暁子）、第7章「コートジボアール」（亀井信孝）である。

このうち第1章から3章までは、統計データの分析が中心となっている。中国、インドネシアについては、政府調査の結果にもとづいているが、単なるその紹介にとどまらず、インドネシアの分析では、政府が実施した調査に依拠しながらも、介助の必要性に着目することで、障害者状態について政府統計とは異なる見方もできる可能性を示すなど、独自の視点から既存統計の活用を図っている。

また、フィリピン調査は、障害当事者を調査員に加えた、現地の研究機関との合同調査として行われ、調査対象のマニラ首都圏のような相対的に社会資源が揃っている地域であっても、そして約半数という高い就労率（自営を含む）にもかかわらず貧困率が高く、貧困状況には大きなばらつき

があることなど、興味深い結果を得ている。

第4章以下では、政府統計についても参照はしているが、独自のフィールド調査など事例的分析を試み、政府統計では見えてこない障害者の生計実態を究明しようとしている。

4 本書の特徴と「障害者の貧困削減」の課題

本書は構成からすると、「序章」が総論に相当し、第1章以下が国別の各論的記述に見えるが、各国の分析は総論を演繹した各論にとどまっておらず、今後の途上国障害者の貧困実態に迫る調査研究の指針となり得る方法も提供しているように思われる。本書を一読した印象では、この調査研究チームは、一定の了解事項を共有していることはいままでもないが、調査方法については、各章担当者の自由な着眼を認めていると推測できる。そこで得られた結果が、今後の調査研究の新しい方法として採用されることで、研究自体の豊富化を図っていくという良循環が期待できると思う。

こうした調査チームによって、本書のサブタイトルである「かれらはどう生計を営んでいるのか」について、独自調査も加えて肉薄し、「生計を営む主体としての障害者」像を結ぶのに成功していると思われるが、メインタイトルである「途上国障害者の貧困削減」の戦略については、部分的には示されているものの本格的な提案には至っておらず、次なる課題であるようだ。

貧困削減の戦略にかかわって、本書に触発されて考えた点を述べて本稿の括りとしたい。一般的に考えれば、就労やその前提としての教育（歴）などが、貧困の削減に貢献するようにみえる。しかし、先に紹介したマニラ首都圏調査結果にみるように、高い就労率が貧困削減につながらない場合もあり、吟味を要するイシューといえよう。さらに、国の障害者政策の基本方向が問われよう。マレーシアの「国家社会政策」は、「自助」（人材

育成と民間の活用）、「機会の共有」、「支え合う文化」の構築を戦略としており、国家の役割は国民の「自助」努力を活かす「支え合う社会」の実現にある（p.151）という。国家責任が後景に退くスタンスは、わが国に流布する「自助・共助・公助」論を彷彿とさせるが、こうした国家の政策イデオロギーの当否も問われることになる。

その際、想起するのは、アマルティア・センの“capability approach”である⁵⁾。センは、福祉（well-being）を財や所得（ジョン・ロールズは「社会的基礎財」と表現）の大ききで測定しようとする議論に対して、それを「福祉の富裕アプローチ」と呼んで批判したが、財や所得自体を否定したのではなく、それらを活用して「伸びる素質（capability）」の全面発達の契機に置き換えられるかどうかを問うた点に最大の貢献があると思う。センのいう「伸びる素質」とは、人に備わっている「機能」を選択的に組み合わせる能力のことである。「機能」とは具体的に例示すれば、健康に生きる、おいしく食べる、ぐっすり眠る、楽しく語らう、文化・芸術を楽しむ、子どもを育てることなど、生命活動のレベルから文化・社会生活までの全般に及んでいる。

センのいう「伸びる素質」とは、こうした一人ひとりの人間に宿っている機能を自由に組み合わせる力を実現する力を指している。つまり、個人の福祉を「達成された機能」ではなく、「機能を達成するための自由」で評価しようという点にある。この表現に従えば、障害と社会的障壁のために「機能を達成するための自由」を阻害されている諸要素を析出することが、障害者の貧困削減の戦略となる。

さらに考察を展開すれば、「伸びる素質」の発達を平等に保障するためには、福祉・教育・医療・就労援助など、人格と能力に働きかける社会サービスの重要性が浮かび上がってくる。これが必要に応じて提供されて初めて、人は伸びる素質の発

達を平等に享受できるのである。

知的障害・精神障害などによって自己決定能力に制約のある人の平等回復を考える場合、所得の平等分配だけではなく、それを障害児者・家族の「よき在りよう」(well-being)につなげる社会サービスを、貧困削減の戦略に備えることが不可欠であろう。国連が「障害者権利条約」において各国政府に対して、障害者が被っている格差の是正策としての「特別の措置」とともに、非常に個別性の高い環境調整による平等の確保を意味する「合理的配慮」を講じるよう要請しているのは、そうした観点に立っているからである。

注

- 1) “capability”を「伸びる素質」と意識したのは、作家の大江健三郎である(『暴力に逆らって書く』p.264 朝日文庫、2006年)。
- 2) 田中智子「知的障害者のいる家族の貧困とその構造的把握」『障害者問題研究』37巻4号、2010年。
- 3) 鈴木勉「障害者自立支援法における応益負担原則導入の問題点」『佛教大学社会福祉学部論集』第3号、2007年、参照。
- 4) 朝日訴訟記念事業実行委員会編『人間裁判——朝日茂の手記』大月書店、2004年。
- 5) さしあたり、次の文献を参照のこと。アマルティア・セン 鈴木興太郎訳『福祉の経済学——財と潜在能力』岩波書店、1988年。同 大庭健・川本隆史訳『合理的な愚か者』勁草書房、1989年。
(すずき・つとむ 佛教大学教授)